

1. 件名：日本原燃株式会社再処理施設における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失に係る面談（8）

2. 日時：令和4年10月18日（火）15時00分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 2階打ち合わせスペース（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

核燃料施設等監視部門

伊藤（博）統括監視指導官、平野主任監視指導官、

福永原子力運転検査官

長官官房 技術基盤グループ システム安全研究部門

森上席技術研究調査官、片山核燃料廃棄物政策研究官、

山口技術研究調査官、久保田技術参与

六ヶ所原子力規制事務所

皆川事務所長、山神原子力運転検査官、成谷原子力運転検査官、

杉山原子力運転検査官

日本原燃株式会社

再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 他4名

株式会社 I H I

システム設計部 新增設・貯蔵設計グループ 主査

5. 要旨

（1）原子力規制庁は、第18回原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合において、面談等で確認するとしていた供給液槽の安全冷却機能喪失時の廃液の沸騰評価に関して、評価に用いた入力データ（貯槽内気相部の条件、容器表面熱伝達係数等）の根拠や評価モデルの妥当性について、資料を基に具体的な確認を行った。本件に係る確認作業は、7月19日付け報告書の提出以降、技術基盤グループの協力を得て進めてきたが、日本原燃から未だ十分な根拠等が示されていないことから、日本原燃による廃液の沸騰評価について妥当性を判断できる状況にないことを確認した。

また、日本原燃が当該評価はあくまでも参考としての評価であり、当該評価により廃液の温度が沸騰前に平衡状態に達するとしても、実際に当該事象が進展した場合の対応方法を変更するものではないとしていることから、原子力規制庁としては本件に関する確認作業をこれ以上継続しない旨

伝えた。日本原燃からは、確認作業の終了について了承する旨回答があった。

- (2) 原子力規制庁から、一般論として、事象推移の推定に評価を用いる場合、評価モデルや入力データの根拠等について、参考文献や実験データ等をどのような考え方で適用したのか、妥当性をどのように判断したのか等を十分に検討、整理して示す必要がある旨伝えた。日本原燃から、今後は留意する旨回答があった。

## 6. その他

資料 廃液の沸騰評価について

### 参考

再処理工場 高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失について（報告）

<https://www.nsr.go.jp/data/000398676.pdf>

再処理工場 高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失について（補正）

<https://www.nra.go.jp/data/000403121.pdf>

令和4年8月5日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000400884.pdf>

令和4年8月16日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000401481.pdf>

令和4年8月23日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000402142.pdf>

令和4年8月30日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000403136.pdf>

令和4年9月8日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000403650.pdf>

令和4年9月14日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000404730.pdf>

第18回原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合

[https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/jiko\\_trouble\\_facilities/290000080.html](https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/jiko_trouble_facilities/290000080.html)